



家族介護教室

【申・問】長寿いきがい課(1階、☎561-2362、FAX561-2480)

「気持ちがいい排泄～オムツの選び方」をテーマに、実技を取り入れながら学びます。

🕒 来年1月21日(月) 13:30～15:30

📍 市役所2階 特大会議室 定員20人(先着順)

📅 12月3日(月)～来年1月16日(水)

65歳以上の人の所得税・市県民税の障害者控除

【申・問】長寿いきがい課(1階、☎561-2362、FAX561-2480)

身体障害者手帳などを持っていない65歳以上で、介護認定が「要介護1以上」の人は、障害の状況により、税の障害者控除の対象になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

平成30年分の税の申告などには、市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。すでに「障害者控除対象者認定書」を持っていて、状態が変わっていない場合は、手続きは不要です。

募集 あなたと一緒に草津をPRしませんか？ 平成31年度 グッドウィルナー草津

【申・問】市観光物産協会(4階、商工観光労政課内、☎566-3219、FAX561-2486)

観光使節「グッドウィルナー草津」として、草津をPRしませんか。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲今年度のグッドウィルナー半賞佐緒里さん(写真左)と澤枝美果さん

任期 来年3月の選任式から1年間

📍 来年4月1日時点で、18歳以上で市内に在住か通勤・通学している人(性別不問。高校生除く)

📍 2人(選考(面接 来年1月下旬～2月上旬))

📍 他・自薦、他薦問わず

・賞金10万円、コスチューム一式、記念品を贈呈

📅 12月1日(土)～来年1月11日(金)(必着)に、応募用紙を書き、写真を貼って、直接か郵送で



ハイ! 消費生活相談員です 263



📍 消費生活センター(1階、☎561-2353 相談時間 9:00～16:30)

「今なら無料」「今より安くなる」は要注意!

【事例1】 自宅にきた大手業者と名乗る勧誘員から、「今なら無料」と言われ、テレビと電話の工事を依頼したが、利用料金の請求を受け、初めて有料の契約だと気づいた。

【事例2】 業者から自宅に何度も電話があり、「毎月千円安くなる」などと言われ、インターネットのプロバイダーを変更した。しかし、安かったのは最初の2カ月だけで、3カ月目からは今までの倍以上の料金になった。

【注意】 事例1は、工事費や手数料などの初期費用のみが無料だった。事例2は、無料オプションは最初の2カ月だけで、3カ月目から適用されなくなることが原因です。

「無料」「安くなる」という業者のセールストークに惑わされず、何が無料なのか、なぜ安いのか、契約の内容をよく確かめる必要があります。どちらの事例も、業者が勧誘時に十分な説明が出来てい



契約の前に十分な確認を!

なかつたことを認め、違約金などの費用は発生せずに解約となりました。

平成28年5月施行の改正電気通信事業法令で、業者には契約する前に十分な説明と契約書面の交付が義務づけられています。

また、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、業者の合意なく契約を解除できる初期契約解除制度が導入されました。

業者から契約書面を受け取ったら、契約書面に記載されているサービス内容や利用料金、解約条件などをすぐに確認することが大切です。契約についてお困りのことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

差別のない明るいまちに

📍 人権センター(大路二、☎563-1177、FAX563-7070)

世界人権宣言から70年

悲しい過去の反省から
 初めての**人権の世界共通基準**
 20世紀、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特定人種の迫害や大量虐殺など、人権抑圧が横行しました。このことから、人権が国際社会全体に関わる問題であり、人権保障は世界平和の基礎と認識されました。1948(昭和23)年12月10日、国連第3回総会(フランス)で初めて「全ての人民と全ての国々が達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択され、今年で70年の節目を迎えます。

人権は、世界中の全ての人間が生まれながらに持っている、人として尊重され、かつ自由に生きる権利
 この宣言は、全ての人が持っている、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利の内容を含んでおり、世界各国の憲法や法律に強い影響を与えています。

また、「女性差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」など、その後の個別の権利を保障するための、さまざまな条約の採択にもつながっています。

国際人権デーと人権週間
 国連では、1950(昭和25)年から12月10日を入権デーと定め、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するよう呼びかけています。日本では、1949(昭和24)年から、12月4日～10日を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を実施し、広く人権尊重思想の普及と高揚に取り組んでいます。

人権について知ることの大切さ
 国が、「世界人権宣言」やさまざまな条約を批准し、人権に関わる法律などが制定されても、全ての人に広く理解遵守されなければ、人権が尊重された平和な社会は実現されません。

「人権は、みんなの力で守り育てるもの」という人権文化の広がりに向けて、私たち一人ひとりが自分自身に関わる問題として「知り」「考え」「行動」しましょう。

12月4日～10日は人権週間

📍 人権政策課(6階、☎561-2335、FAX561-2488)

みんなで築こう 人権の世紀

考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心

今年は、世界人権宣言から70年の節目。明るく暮らせる社会をつくるために、一人ひとりが人権を正しく理解し、お互いに人権を尊重する意識を持つことが大切です。

人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい

🕒 12月9日(日) 9:50～15:00

📍 県立文化産業交流会館(米原市)

- 内容
- ・意見発表「地球人でええやんか」
 - ・障害者差別解消法と同法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会を目指すための条例についての説明
 - ・人権ラブソングコンサート
 - ・俳優の金田賢一さん、音楽家の丸尾めぐみさんによる記念公演「朗読三味」
 - ・日本国憲法・前文、三味流水平社宣言ほか



▲金田賢一さん(右)、丸尾めぐみさん

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致問題や、その他北朝鮮当局による人権侵害問題などについて、関心と認識を高めましょう。